

## 支援費制度施行準備の現状と施行までの間に実施すべき取組

## ○ 施行準備の現状

以下のとおり、平成14年10月と平成15年1月の状況を見ると、自治体における施行準備は順次進んできているものと考えられる。

## 1. 市町村における支給申請の受付の開始状況

○ 平成14年10月調査時点では、134市町村が申請の受付の開始時期を未定としていた。

しかし、平成15年1月時点のヒアリングによれば、この134市町村のうち、9割の市町村が1月中に受付が開始されており、残り1割についても、居宅支援の利用対象者が見込まれていない3村を除き、全ての市町村において施行までに受付が開始されることとなっている。

## 2. 都道府県等における事業者指定の状況

○ 事業者からの指定申請の受付は、都道府県、指定都市、中核市で開始されている。

○ 事業者の指定は、平成14年11、12月頃から開始した都道府県等が多い。

(事業所数)

		合計		
		14年10月15日	15年1月20日	増減
申請事業所	居宅介護	1347	4151	2804
	デイサービス	270	637	367
	短期入所	501	1372	871
	グループホーム	444	1190	746
	計	2562	7350	4788
指定事業所	居宅介護	453	1375	922
	デイサービス	63	181	118
	短期入所	87	336	249
	グループホーム	199	466	267
	計	802	2358	1556

※ 回答数 14年10月 47都道府県、40市  
15年1月 41都道府県、38市

## ○ 施行までの間に実施すべき取組

### 1. 市町村において主に必要と考えられる事項

- ① 広報の実施
- ② 利用者への相談支援体制の整備
- ③ 支給決定の実施
- ④ サービス提供体制の整備
  - ・ 基準該当サービスの活用
  - ・ 市町村障害者計画の作成・推進 等

### 2. 都道府県等において主に必要と考えられる事項

- ① 専門的、広域的観点からの市町村支援
- ② 事業者の参入促進・指定の円滑な実施
- ③ 事業者に関する情報提供体制の整備

### 3. 国の取組

- ① 広報活動の展開
  - ポスター、リーフレットの配布、マスメディア等を通じた広報
- ② 省令告示の公布、関係通知の発出
  - ・ 支援費基準及び利用者負担関係告示
  - ・ ホームヘルパーの研修要件関係告示
  - ・ 支援費の請求手続関係省令
  - ・ 上記に関する通知等
- ③ 事業者参入の促進を支援
  - 介護保険の訪問介護事業者の指定を受けていることをもって、支援費制度のホームヘルプ事業者の指定を受けることを可能としたところであり、このような参入要件の緩和を周知するなど、利用者の選択に資するため、事業者の参入を促進する。
- ④ 自治体等の疑問に対する迅速な応答・支援
- ⑤ 自治体の施行準備状況の把握と自治体支援
  - 施行準備状況を把握し、必要に応じ自治体等に対する支援を実施。

## 障害者基本計画の概要について

## 1 計画期間

平成15年度から24年度

## 2 計画の考え方

国民誰もが人格と個性を尊重して相互に支え合う共生社会の実現。

## 3 四つの横断的な視点

施策を推進する四つの横断的な視点を取り上げ、施策推進の基本方針を明確化。

(四つの視点)

## ○ 社会のバリアフリー化

- ・ ハード、ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化
- ・ ユニバーサルデザインの観点からのまちづくり、ものづくりの推進

## ○ 利用者本位の支援

- ・ 障害者一人一人のニーズに対応したライフサイクルの全段階を通じた支援
- ・ 多様かつ十分なサービス確保のため企業等の積極活用も含め、供給主体を拡充
- ・ NPOや地域住民団体との連携・協力の推進

## ○ 障害の特性を踏まえた施策の展開

- ・ 個々の障害の特性に応じた適切な施策の推進
- ・ 現在障害者施策の対象になっていない障害等にも対応
- ・ WHOのICF（国際生活機能分類）の活用方を検討

## ○ 総合的かつ効果的な施策の推進

広域的かつ計画的観点からの施策推進、施策体系の見直し等

#### 4 四つの重点課題

重点的に取り組むべき四つの課題を打ち出し、施策を重点化。

(四つの重点課題)

- 活動し、参加する力の向上
  - ・ 疾病、事故等の予防・防止と治療・医学的リハビリテーションの推進
  - ・ 福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の推進
  - ・ IT革命への対応
- 活動し、参加する基盤の整備
  - ・ 地域での自立生活を可能とするため、住宅、公共施設、交通等の基盤整備と日常生活支援体制の充実
  - ・ 雇用・就業など経済自立基盤の強化
- 精神障害者施策の総合的な取組  
入院医療中心から、退院・社会復帰を可能とするための地域サービス基盤の整備へ
- アジア太平洋地域における域内協力の強化

#### 5 新規・重点施策

- 啓発・広報
  - ・ 共生社会の理念の普及
  - ・ 公共サービス従事者に対する障害者理解の促進
- 生活支援
  - ・ 身近な地域での相談窓口の総合化とケアマネジメント体制の整備
  - ・ 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等の利用促進
  - ・ 障害者本人による政策決定プロセスへの関与等の検討など本人活動の支援
  - ・ 各種障害への対応  
高次脳機能障害、強度行動障害、盲ろう等の重度・重複障害への対応の在り方の検討、難病患者等への支援策の充実等

- ・ 施設サービスの再構築
  - 入所施設は、真に必要な場合に限定。施設は在宅サービスの拠点として位置付け、相互利用、身近で利用できる施設を整備。入所施設については、施設の小規模化、個室化を推進
- ・ サービスの質の向上
  - 第三者機関によるサービス評価の検討、苦情解決体制の周知
- 生活環境
  - ・ ユニバーサルデザインに配慮した生活環境
  - ・ ハートビル法、交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化の推進
  - ・ 交通安全対策、防災、防犯対策を充実
- 教育・育成
  - ・ 学習障害、注意欠陥／多動性障害、自閉症などにも対応
  - ・ 関係機関の役割分担の下に適切な支援を行うための個別支援計画を策定するなど一貫した相談支援体制の整備
  - ・ 盲・聾・養護学校、療育機関に専門機能を有する地域センターとしての役割を付与
  - ・ 特殊教育に係る免許制度の改善
  - ・ 福祉、医療、労働など幅広い分野との連携を強化
- 雇用・就業
  - ・ 能力を最大限発揮して働くことができるための条件整備
  - ・ 雇用率制度について、
    - 精神障害者を対象とすることを検討
    - 除外率制度の段階的縮小・廃止
  - ・ 特例子会社制度の積極活用
  - ・ 短時間雇用、在宅就業等の多様な雇用・就業形態の促進
  - ・ ITを活用した雇用の促進
  - ・ 官公需における障害者雇用率達成状況等への配慮の方法を検討
  - ・ 障害者の創業・起業を支援
  - ・ 保健福祉、教育と連携した職業リハビリテーション
  - ・ 職業能力開発における民間教育機関等の活用
  - ・ 雇用の場における人権の擁護

○ 保健・医療

- ・ 精神疾患、難治性疾患等についての関係機関によるサービス提供体制の充実と連携
- ・ 保健・医療サービス等に関する自主的な情報公開と第三者評価、情報提供
- ・ うつ対策等の自殺予防対策、思春期や心的外傷体験への相談体制
- ・ 精神医療における人権確保のための精神医療審査会の機能充実、適正化
- ・ 心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対する適切な医療の確保
- ・ 最新の知見や技術を活用した研究開発の推進

○ 情報・コミュニケーション

- ・ 情報バリアフリー化の推進  
情報活用能力向上のための人的支援、使いやすい情報通信機器の開発
- ・ 普及、公共調達において障害者に配慮した情報通信機器の調達に努力等
- ・ 電子投票の導入
- ・ IT活用による就業の推進

○ 国際協力

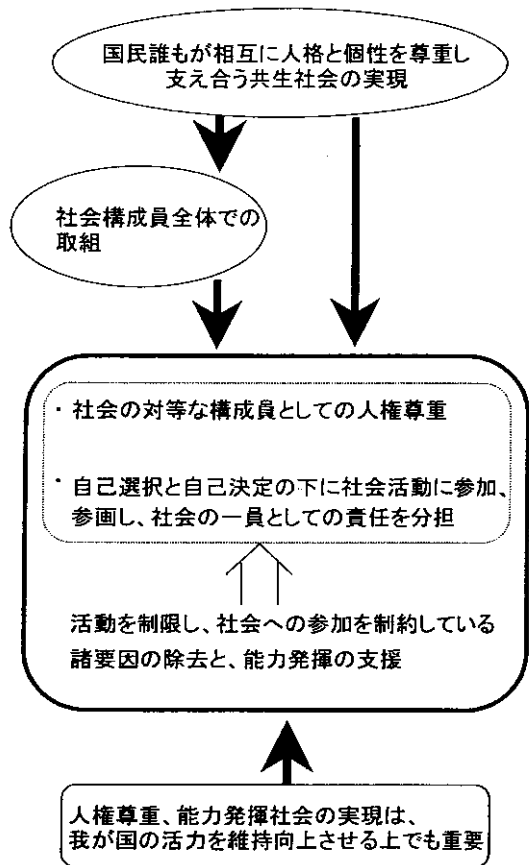
「アジア太平洋障害者の十年」が更に10年延長されたことを踏まえた対応

6 推進体制

- ・ 重点施策実施計画の策定
- ・ 市町村計画の策定支援
- ・ 計画の必要に応じた見直し
- ・ 関係する各種法令の見直し等による将来的に必要な法制的整備について検討

# 障害者基本計画の枠組み

## 考え方



## 計画期間

平成15年度 ~ 平成24年度 までの10年間

## 横断的な視点

- 社会のバリアフリー化の推進
- 利用者本位の支援
- 障害の特性を踏まえた施策の展開
- 総合的かつ効果的な施策の推進

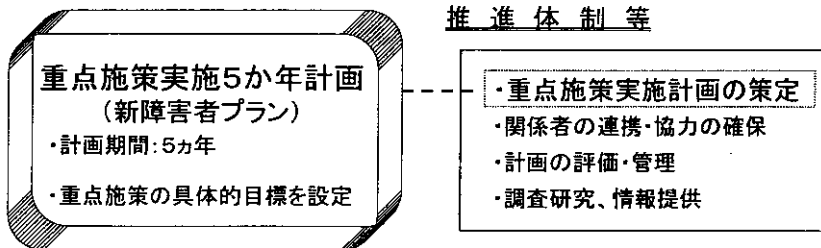
## 重点課題

- 活動し参加する力の向上
  - ・ 疾病、事故等の予防・防止と治療・リハビリテーション
  - ・ 福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の促進
  - ・ ITの積極的活用
- 活動し参加する基盤の整備
  - ・ 自立生活のための地域基盤の整備
  - ・ 経済自立基盤の強化
- 精神障害者施策の総合的な取組
- アジア太平洋地域における域内協力の強化

## 分野別施策

- ・ 啓発・広報
- ・ 生活支援
- ・ 生活環境
- ・ 教育・育成
- ・ 雇用・就業
- ・ 保健・医療
- ・ 情報・コミュニケーション
- ・ 国際協力

## 推進体制等



# 障害者基本計画のうち主な厚生労働省関係部分

## 生活支援

### 【基本方針】

利用者本位の考え方に立って、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実に努め、豊かな地域生活の実現に向けた体制を確立する。

### 【施策の基本的方向】

#### 1. 利用者本位の生活支援体制の整備

- 身近な相談支援体制の構築
- 権利擁護の推進
- 障害者団体や本人活動の支援

#### 2. 在宅サービス等の充実

- 在宅サービスの充実
  - ・ ホームヘルプサービス等を量的・質的に充実
- 住居の確保
  - ・ グループホーム・福祉ホームを量的・質的に充実
- 自立及び社会参加の促進
- 精神障害者施策の充実
  - ・ いわゆる「社会的入院」の退院・社会復帰を目指すため、必要なサービスを整備
- 各種障害への対応

#### 3. 経済的自立の支援

- 雇用・就業施策の推進
- 年金、手当等の給付

#### 4. 施設サービスの再構築

- 施設等から地域生活への移行の推進
  - ・ 障害者本人の意向を尊重し、入所（院）者の地域生活への移行を促進
- 施設の在り方の見直し
  - ・ 入所施設は、地域の実状を踏まえ、真に必要なものに限定。障害者施設は、在宅支援の拠点として地域の重要な資源と位置付け

#### 5. スポーツ、文化・芸術活動の振興

#### 6. 福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援

#### 7. サービスの質の向上

#### 8. 専門職種の養成・確保



## 雇用・就業

### 【基本方針】

雇用・就業は、障害者の自立・社会参加のための重要な柱であり、障害者が能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、その特性を踏まえた条件の整備を図る。

### 【施策の基本的方向】

#### 1. 障害者の雇用の場の拡大

- 障害者雇用率制度を柱とした施策の推進
- 障害者の能力・特性に応じた職域の拡大
- 障害者の働きやすい多様な雇用・就業形態の促進
- ITを活用した雇用の促進
- 障害者の雇用・就業を行う事業の活性化
- 障害者の創業・起業等の支援

#### 2. 総合的な支援施策の推進

- 保健福祉、教育との連携を重視した職業リハビリテーションの推進
- 雇用への移行を進める支援策の充実
- 障害者の職業能力開発の充実
- 雇用の場における障害者の人権の擁護

【基本方針】

適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実する。  
障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものに対し、保健・医療サービスの適切な提供を図る。

【施策の基本的方向】

1. 障害の原因となる疾病等の予防・治療

- 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見
- 障害の原因となる疾病等の治療
- 正しい知識等の普及等

2. 障害に対する適切な保健・医療サービスの提供

- 障害の早期発見
- 障害に対する医療、医学的リハビリテーション
- 障害者に対する適切な保健サービス
- 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供などにより、障害の軽減、重度化等の防止を図る。

3. 精神保健・医療施策の推進

- 心の健康づくり
  - ・ 心の健康に関する相談、自殺予防対策等を実施。
- 精神疾患の早期発見・治療
  - ・ 精神障害者に対する保健・医療施策を一層推進。

4. 研究開発の推進

5. 専門職員の養成・確保